

平成 27 年度 第 2 回久留米市総合教育会議

日時 平成 27 年 8 月 20 日 (木)

午前 11 時～12 時

場所 本庁舎 3 階 308 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 教育に関する大綱（修正案）について

【資料 1～2】

4 報告事項

(1) 次期教育改革プラン策定の方向性等について

【資料 3】

5 その他

6 閉 会

教育に関する大綱（修正案）

～ 一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり ～

策定にあたって

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るため、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成27年4月1日から施行されました。

この大綱は、平成27年度からスタートした本市の「新総合計画第3次基本計画」における学校教育・社会教育などの施策との整合性を保ちつつ、制度改正の内容を踏まえて設置した「総合教育会議」における教育委員会との協議を経て策定しました。

現在、人口減少と超高齢社会の急速な進行という時代の大きな転換期にある中で、本市は、将来にわたって県南の中核都市として、持続可能な地域社会であり続け、発展を続けるための重要な局面を迎えています。

このような認識のもと、「一人ひとりを大切に、安心、活力に満ちた久留米市づくり」、「人々が集い、幸せを感じ、持続的に発展する久留米市づくり」に向けて、未来を担う人づくりに重点的に取り組みたいと考えています。

これから一層、子どもたちをはじめとする市民の皆さまの笑顔が、街中にあふれる「日本一住みやすい街・久留米」を目指して、ここに策定した教育に関する大綱に基づく施策を着実に進めていきます。

平成27年〇月

久留米市長 檜原 利則

1 本市の教育理念

安心、活力に満ちたまちづくりのためには、人づくりが重要であるという基本的な考え方にたち、学校・家庭・地域が一体となって、一人ひとりの子どもたちが、学ぶことの楽しさと大切さを感じながら、未来に希望の持てるまちづくりに向けて、教育の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの健やかな体、豊かな心、確かな学力のバランスの取れた「生きる力」を育てる環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、成果を活かすことのできる環境づくりを進めます。

2 位置付け

大綱は、教育基本法第 17 条の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌し、本市の新総合計画第 3 次基本計画を踏まえて、学校教育、社会教育などの基本方針・基本目標を定めています。

学校教育分野の次期教育振興基本計画をはじめとする教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を進めます。

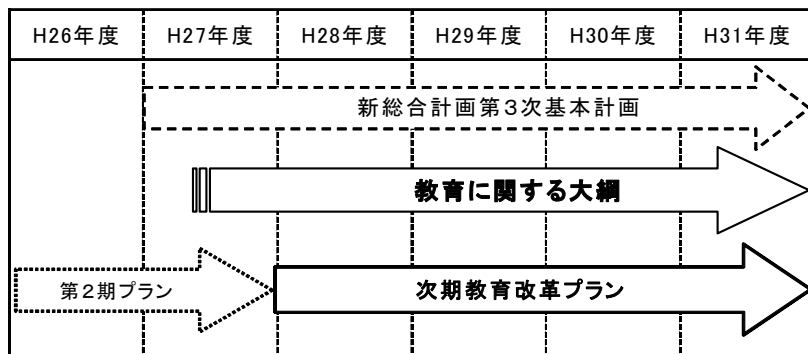
3 対象範囲

大綱は、主として教育委員会の所管事項を対象範囲とすることから、学校教育・社会教育・文化財・スポーツを中心としますが、教育に密接に関連する人権啓発・青少年健全育成などの取組も対象とします。

4 対象期間

大綱の対象期間は、新総合計画の理念や施策等との整合性を図る観点から、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とします。

【各計画の実施期間】



5 基本方針

(1) 子どもの笑顔があふれるまち

現在の子どもを取り巻く環境をみると、家族の小規模化、人間関係の希薄化などを受け、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。また、不登校児童生徒の増加やいじめ、青少年の非行の若年化など、様々な問題も顕在化しています。加えて、政府の調査によれば、家庭経済環境と学力には、強い相関関係があることが明らかになっています。

このような状況の中で、次代を担う子どもたちが、バランスのとれた「生きる力」を身につけ、自立した人間として成長できるよう学校教育の充実を図り、学校や家庭、地域が連帯し、家庭・地域の教育力を生かした取組を進めます。あわせて、教育に関わる貧困の問題については、教育委員会と市長部局が連携し対策を推進します。

このような取組を通して、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさの分かる人間に育つ環境づくりを進めます。

(2) 心豊かな市民生活を創造するまち

成長社会から成熟社会へ移行するにつれて、人々の価値観や生活意識は、「物の豊かさ」とともに「心の豊かさ」をより大切にする方向へ変化し、心に豊かさをもたらすものとして、精神的な満足や自己実現の喜びにつながる生涯学習やスポーツなどが持つ力への期待がさらに高まっています。

そのため、今日的課題に対応する学習機会の充実や生涯を通じた学習活動の支援、学習成果を地域に還元できる仕組みの充実を進めるとともに、市民の誰もがスポーツに親しめるような環境づくりに取り組みます。また、先人達から受け継いできた貴重な歴史資源などの魅力を、未来に継承するとともに、子どもたちの郷土愛を育む教育に活かします。

(3) 人権が確立されたまち

日本国憲法や世界人権宣言の理念の下に、21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題を始めとするあらゆる差別の撤廃と性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現に向け、人権の確立に向けた都市づくりを進めます。

特に今日、高齢化、グローバル化、高度情報化が進展するに伴い、人権に関する新たな課題が顕在化している中で、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進します。

6 基本目標

(1)「生きる力」の育成

健やかな体、豊かな心、確かな学力のバランスのとれた「生きる力」を持ち、自立した一人の人間として次代を担う子どもたちを育成するため、社会環境の変化や様々な教育課題に的確に対応した施策を進めます。

特に、学力の保障と向上に向け、教職員の授業力を高めるための研修の実施や ICT の活用を一層進めるとともに、きめ細かな学習指導の実施、学習習慣の定着や補充学習、学校外で実施する無料学習支援など、総合的な取組の充実・強化を図ります。

(2)特色ある教育の推進

多様な歴史資源の魅力を子どもたちに伝え、郷土愛を育むために、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」に取り組みます。あわせて、質の高い文化芸術などに触れ、感性や創造性を育む取組など、特色ある教育を進めます。また、急速なグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要になることを踏まえ、外国語教育の充実を進めます。

(3)安心して学べる教育環境づくりの推進

子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け、いじめ根絶の取組の強化、不登校対策や心の健康づくりの推進、特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改築・改修、適切な学校規模に応じた通学区域の設定など、よりよい教育環境づくりを進めます。

また、全小中学校に設置している地域学校協議会を充実し、学校と家庭、地域が連携して子どもたちの教育や健やかな成長を支える仕組みづくりを推進します。

(4)子どもの健やかな育ちを支える環境づくりの推進

子どもが豊かな人間性を備え、個人として自立し、他者ととともに社会の一員としての役割を果たすような人として成長できるよう、総合的に取り組んでいくことが重要です。

このため、学校、家庭、地域や様々な関係機関との連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成に取り組むとともに、非行や問題行動からの立ち直り支援の取組を推進します。また、保護者が安心できるよう、学童保育所をはじめとする小学生児童の放課後の安全な居場所づくりに取り組みます。

(5) 生涯を通じて学び、活かせる環境の整備

社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実するとともに、市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習情報の提供を充実します。

特に、市民のまちづくり活動の活性化に不可欠な要素となる主体的な生涯学習活動の促進に取り組みます。

(6) 誰もが楽しめるスポーツの振興

すべての市民が、その目的やライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や場を充実するなど、総合的なスポーツ振興に取り組めます。

特に、豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図り、児童生徒の健やかな体の育成に取り組めます。

(7) 人権意識の確立

自分の人権の大切さとともに、他者の人権の大切さも認め、それが態度や行動に現れるような市民意識を醸成するため、あらゆる機会、あらゆる場において、人権教育・啓発を進めていきます。

また、市民が自主的に人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状、解決に向けた取組などを学べるよう、学習の機会の充実や場の確保、情報提供等の環境整備を進めます。さらに、学校、地域、家庭の連携のもと、人権のまちづくりを進めることにより、地域における身近な市民主体の人権啓発活動を推進します。

【関係法令】

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律】

(第1条の3)

- ・ 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(第1条の4)

- ・ 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

【教育基本法】

(第17条第2項)

- ・ 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育に関する大綱（案）の修正について

第 1 回久留米市総合教育会議の協議事項した教育に関する大綱（案）を市長並びに教育委員の意見を踏まえて、以下のとおり修正したい。

1. 意見の分類

教育に関する大綱（案）に対して、市長並びに教育委員から示された意見の内容を、およそ以下のように分類した。

- (1) 大綱の全体構成について（施策目標 6「歴史資源の活用」の取り扱いを含む）
- (2) 理念の内容について
- (3) 大綱に取り入れたい内容について
- (4) 策定にあたっての文章表現について

2. 意見の内容（主旨）

- (1) 大綱の全体構成について（施策目標 6「歴史資源の活用」の取り扱いを含む）

[檜原市長]

この案では、社会教育、スポーツの分野など、教育委員会の事務の範囲が網羅されている。全てを網羅するのか、大綱には大事な部分を基本目標として定めるのか、整理をすべきである。

未来を担う人づくりを中心においた大綱を策定し、大綱を上位計画として、次期教育改革プランが策定されるものと受け止めている。

[岡部委員]

誰を対象とした大綱なのかを考えると、戦略的な活用を進めるや認知度を高めるといった表現に違和感がある。久留米の歴史資源を知ることによって、子ども達の郷土愛を育むという内容が良くないだろうか。

[白水委員]

子ども達は、受験の歴史は勉強しても、地元の文化財等にふれることは少ない。未来を担う人づくりの大綱であるなら、郷土愛を育むといった表現を取り入れてほしい。

(2) 理念の内容について

[日野委員]

学力の保障と向上に重点的に取り組むと表現されている。学習機会を保障するということであれば理解できるが、学力を保障すると表現して良いものか。

[堤教育長]

教育の機会均等の単なる機会ではなく、教育の質の面から達成目標としての学力を保障するという意味合いを込めて、1期2期教育改革プランにおいて、学力の保障と向上と表現してきた。言葉の意味、概念等を整理したい。

[岡部委員]

理念では、学力の部分を強調しすぎないほうが良くないか。これまで私たちが大切にしてきた「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を表わすべきではないか。

[永田委員長]

大綱の全体では、市民の教育も入っているが、理念では子どものことだけが述べられている。確かに、子どもの教育が大事であるが、これで良いか。

[半田委員]

教育委員会の範囲は、社会教育を含むが、子どもの教育が非常に大きな部分となるので、それが表に出ても良いのではないか。学力の課題に、逃げない覚悟を持って進めてもらいたい。

(3) 大綱に取り入れたい内容について

[永田委員長]

教育が素晴らしければ、人口の増加につながる。久留米市は、人間性や学力の面で優れているような目標を持って取り組むべきである。

[半田委員]

未来を担う人づくりの未来について、世界の未来か、人類の未来か、久留米の未来か、未来像が描けるような表現があるべきではないか。

[日野委員]

生涯学習は重要であると思う。生涯学習に対応できるまちづくりを強調して良いと思う。また、学ぶことの大切さと楽しさを認識できるような街づくりについて、表現してほしい。

[檜原市長]

教育における貧困の課題は、総合的に政策に広がっていく部分がある。市長部局の関わりなどについて検討してもらいたい。

(4) 策定にあたっての文章表現について

[永田委員長]

県南の中核都市として、持続可能な中核都市であり続け…の後に、発展することができるのかを挿入すべき。その他に、言葉の重なりなどの表現を整えるべき。

[白水委員]

幸せを感じ発展するとの表現は、言葉の組み合わせとして違和感があり、分かりにくいので、修正すべきだと思う。

3. 意見を踏まえた修正について

(1) 大綱の全体構成について（施策目標6「歴史資源の活用」の取り扱いを含む）

大綱案では、教育委員会の事務の範囲を網羅した内容としているが、大綱の範囲に法的な制約等はないことから、施策目標（6）は、歴史資源を活用した郷土愛を育む教育の観点から内容を修正する。

未来を担う人づくりを中心に据えた大綱とし、教育委員会の事務範囲を網羅しない目標とすることから、施策目標を基本目標に改める。

(2) 理念の内容・(3) 大綱に取り入れたい内容

様々な意見の内容を踏まえて、本市の教育理念の内容と表現を修正する。

※学力の保障と向上については、これまでの教育改革プランにおいて、使用してきた表現であることを踏まえて、今後も学力の保障と言い表すこととする。

(4) 策定にあたってなどの文章表現

出された意見の主旨等や子どもたちや市民を対象とした大綱であることなどを踏まえて、文章表現を修正する。

次期教育改革プラン策定の方向性等について

1 第2期教育改革の主要な指標の到達状況について

第2期教育改革プランにおいては、「健やかな体」の育成、「豊かな心」の育成、「確かな学力」の育成、家庭・地域との連携と学校力の向上を具体的な目標として、様々な施策を進めてきた。その中で、主要な指標となる不登校の予防と解消、学力の保障と向上の到達状況については、以下の状況にある。

(1) 不登校の予防と解消

項目	作成時 (H21)	現 状 (H25)	目 標
小中学校における不登校出現率	1.16%	1.32%	全国平均以下 H25 1.18%

【成果と課題】

- ・ 不登校児童生徒の割合は、全国平均と比べ高い状況にあるが、不登校児童生徒数は、小学校 51 名、中学校 276 名、合計 327 名で、前年度比 22 名減になっている。
- ・ 小学校 15 校に配置した生徒指導サポーター、中学校 11 校に配置した校内適応指導教室助手による支援が一定の成果を上げている。

(※H26 年度の不登校児童生徒数は、小学校 41 名、中学校 241 名、合計 282 名となり前年度比 45 名減、その割合も 1.15%となり前年度より 0.17%改善している。H26 年度の全国平均は、公表されていない。)

(2) 学力の保障と向上

項目	作成時 (H22)	現 状 (H26)	目 標
久留米市学力・生活実態調査で目標に到達している子どもの割合	小5 国 60.2%	小5 国 85%	全国平均以上 小5 国 87% 算 78% 中2 国 90% 数 69% 英 79%
	算 73.7%	算 75%	
	中2 国 64.7%	中2 国 82%	
	数 46.7%	数 60%	
	英 52.8%	英 75%	

【成果と課題】

- ・ 小学校では全国との差は3ポイント以内である。中学校の英語が25年度より2ポイント上がっている。
- ・ 小学校と中学校の国語が25年度より1ポイント下がり、25年度に比べ全国との差が拡大している。中学校では、どの教科も全国と4～9ポイント差となっており、全国平均には至っていない。

(※本年度4月に実施した中学校の久留米市学力・生活実態調査では、1学年では、国語で全国平均正答率を上回るとともに、数学では、全国平均正答率と同じ正答率であった。2学年では、全ての教科区分において全国平均正答率に至らなかったが、到達度では昨年度と比べて伸びが見られた。)

2 次期教育改革プラン策定の方向性等について

- (1) 次期教育改革プランは、本年度に新たに策定した「教育に関する大綱」の内容を踏まえて策定する。(※教育に関する大綱と教育改革プランの関係は、下記に示す通り。)
- (2) 第2期プランの成果と課題を踏まえて、「効果の持続と課題の改善」をキーワードに基本的な考え方を定める。
- (3) 次期プランの策定範囲は、第2期プランと同様に市立学校（小中学校、特別支援学校、高等学校）における学校教育分野を中心として、学校と家庭、地域との協働による教育力向上に関する施策についても範囲とする。
- (4) 次期プランは、第2期プランと同様に有識者等により組織する教育改革推進会議の審議を踏まえるとともに、適宜、総合教育会議並びに議会に報告を行い、教育委員会において策定する。

【参 考】

○大綱：改正地教行法第1条の3（義務）

国の「教育振興基本計画」を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定しなければならない。

○（地方）教育振興基本計画：教育基本法第17条第2項（努力義務）

国が定める「教育振興基本計画」を参酌し、計画を定めるよう努めなければならない。

○平成26年7月17日付文科省通知

「教育振興基本計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられる」と記載されている。

【大綱と教育振興基本計画の関係図】

